

町方地区、安渡地区、赤浜地区、吉里吉里地区の震災復興土地区画整理事業が認可を取得しました

各地区の事業計画が県知事の認可を受け、3月7日(木)をもって同時に決定しました。これにより本格的に復興事業がスタートします。これからも地域の皆さんと力を合わせ、1日も早い復興を目指していきますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、土地区画整理事業を実施する上で、必要となる申告や届出などについては左記のとおりとなります。詳細については、施行地区内の関係権利者に郵送でお知らせします。

1 建築行為などの制限

事業施行期間中、土地区画整理事業区域内で建築行為などを行う時は、町の許可を受ける必要があります。事業の障害となる場合は許可されません。

2 借地権の申告

登記簿に記載されていない権利のある人は、申告することができます。登記簿に記載されていない権利とは、登記されていない借地権などをいいます。

3 土地の面積について

土地区画整理事業では、登記簿に記載されている地積を基に土地の配置換え(仮換地)などを決めていきますが、登記簿の地積と現地の面積に差がある場合は、ご自身で測量の上、町に地積の更正を申し出ることができません。

4 代表者選任通知

1筆の土地を2人以上で共有される場合は、その土地の代表者を定めて町に届けてください。

5 所有権移転や住所変更などの届出

土地の相続や売買などで所有権を移転したり、住所や氏名を変更した時、または分筆・合筆をする場合は、町に届け出た上で登記してください。

6 その他

①土地区画整理事業では、土地の配置換え(仮換地)について、地権者や土地区画整理審議会の意見を聞きながら決めていきます。土地区画整理審議会は、各地区10名の委員で構成されますが、地権者などから8名を選挙で選び、学識経験者から町長が2名を選任します。
審議委員の選挙日程などについてはお知らせします。

②土地区画整理事業では、本来、仮換地指定を実施した後で工事に着手しますが、1日も早い復興を目指して、早期に盛土などの工事着手をしたいと考えています。そのため、地権者から「起工承諾」の同意をお願いする予定です。ご理解・ご協力をお願いします。該当する人には、郵送でお知らせします。

●都市整備課 Tel.0193(42) 8723
区画整理班・町方、沢山
都市計画班・吉里吉里、浪板
市街地再生班・赤浜、安渡、小枕、仲松

第4回町方地域復興まちづくり懇談会を開催します。

次のとおり、第4回町方地域復興まちづくり懇談会を開催しますので、多数のご参加をお願いします。

■日時

▼3月23日(土)【区画整理】
10時～12時 上町・本町
14時～16時 末広町・大町の一部

▼3月24日(日)【防災集団移転】

10時～12時 栄町・須賀町
14時～16時 新町・大町の一部

■場所

大槌町役場多目的会議室(旧大槌小学校体育館)

■内容

各事業の計画概要・スケジュール・防集区域の災害危険区域の指定などについて

都市整備課からのお知らせ(その2)

復興事業に係る

土地の買い取りを進めています

町は、被災した土地について、防災集団移転促進事業の買い取り対象になった場合や、事業協力用地として町へ売却を希望し、「買い取り面積の決め方の同意書」を返信した人に、売買契約の手続きについて、担当者から連絡しています。

しかしながら、物件数が多いことや、土地の相続状況、抵当権の有無などの確認作業に時間を要しています。それらの確認が取れ次第、随時連絡していきますので、同意書を町に返信後、連絡がないといった場合でも、しばらくお待ちください。

なお、同意書返信後に相続登記を行った、抵当権を解除したなど、土地登記を変更した場合は、都市整備課までご連絡ください。

■確認事項

①相続協議について

対象地で相続が発生している場合は、事前に親族などで相続を行ってください。法定相続人が複数名の場合は、遺産分割協議書の作成が必要です。

②各種権利の解除について

対象地に抵当権や借地権など、権利が付いている場合は町で買い取ることが出来ません。事前に金融機関などとご相談ください。

③契約に当たり準備するもの

実印・印鑑証明・振込先口座の通帳を準備してください。大槌町に住居登録していない人は、居住先の住民票が必要です。詳細については連絡時、説明します。※買い取りに際しては、担当者が個別に対応します。

契約などに関する疑問や、復興まちづくり事業の進捗など、お気軽にご相談ください。

●都市整備課 用地対策班
Tel.0193(42) 8723

環境整備課からのお知らせ

建物基礎等の撤去に関して確認連絡を行っています

町は、建物基礎等の撤去作業を実施するにあたり、昨年10月から「建物基礎などの撤去申請書兼同意書」による申請を受け付けてきました。

現在、申請箇所作業区域の確認のため、監理業務を委託している(株)東京建設コンサルタントより、申請者に連絡していますのでご協力をお願いします。また、撤去の対象となる建物所有者で「申請書兼同意書」を未提出の方においても、今後、意向確認や現場確認について、連絡する場合がありますのでご協力をお願いします。

※土地の買い取りおよび利用に関する連絡ではありません。

基礎撤去に関する連絡窓口

(株)東京建設コンサルタント
大槌事務所
Tel.0193-42-2680

管理用地課 庶務管理班からのお知らせ

がけ地近接等危険住宅移転事業を実施します

建築基準法第39条第1項(地方公共団体は、条例で津波、高潮、出水などによる危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる)の規定に基づき、平成25年3月1日付け(沢山地区の一部については3月11日付け)で、大槌町内の地区毎に「災害危険区域」が指定されたことに伴い、町が整備する高台への集団移転(防災集団移転促進事業)ではなく、自分で用意した土地に個別に移転する人に対し、次の補助を行います。

■事業の内容

移転先の住宅再建費用を金融機関などから借入した際に発生する利子相当額および従前住宅の取り壊し費用、引っ越し費用などを補助します。

■対象となる人

次の①、②の両方を満たす人
①東日本大震災時平成23年3月11日時点に災害危険区域内に住んでいた人。
②町内の災害危険区域外の安全な場所に移転する人。

※補助金申請および補助金交付決定より先に移転されている人、各種契約、工事着工、引っ越しを完了した人は、事業の対象外となりますのでご注意ください。

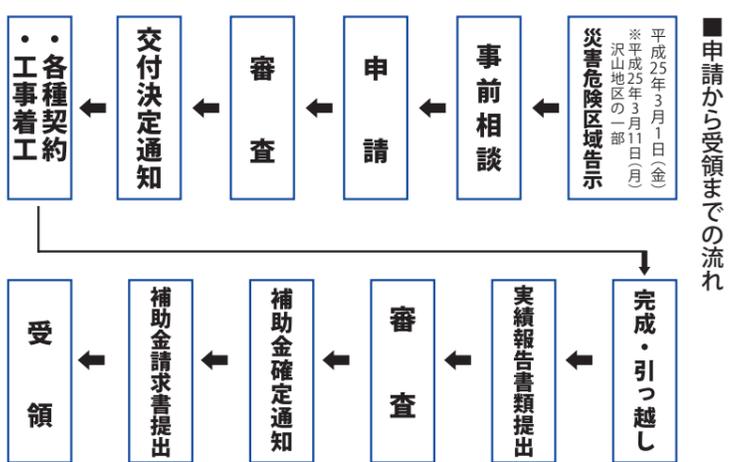
■補助金額

・住宅再建費用に対する借入金の利子相当額(利子の利率は8.5%以内)
住宅再建(購入) 上限:444万円
土地購入 上限:206万円
住宅用地造成 上限:58万円
・住居の移転に伴う引っ越し費用、従前住宅の取り壊し費用など
要した費用の額 上限:78万円

■注意事項

・申請受付後、書類審査などを経ますので、早めの申請(相談)をお願いします。
・被災した従前住宅は、原則除去することになります。

●管理用地課 庶務管理班
Tel.0193(42) 8719



■申請から受領までの流れ

平成25年3月1日(金)
※平成25年3月11日(月)
沢山地区の一部